

【第3段階】路線の必要性検証

◇STEP 1：上位計画等の位置付けの変化の検証

上位計画の位置付けの変化、社会情勢の変化に伴う交通需要の変化等を確認し、「都市計画決定当時」から都市計画道路の必要性が変化していないか検証します。

◇STEP 2：道路に求められる機能に基づく二時点間の検証

都市計画決定当時と見直し時点（将来）の二時点間を比較し、道路に求められる機能ごとに都市計画道路の必要性に変化がないかを検証し評価します。

表－評価する道路の機能

機能の区分		判断指標	
①交通機能		a.自動車の通行機能	「群馬県の主要渋滞箇所」への特定（周辺道路含む） 混雑度 1.0 以上（周辺道路含む）
		b.人、自転車の通行機能	駅や学校との位置関係、通学路の指定等
		c.沿道利用機能	沿道利用方針の有無
			沿道への集客施設（公共公益施設、商業施設 等） の立地状況
		d.アクセス・連携機能	IC や駅等の拠点へのアクセス性
			隣接市町村への連続性
②空間機能	都市環境機能	a.都市環境機能	沿道緑化又は景観の形成の方針の有無 通過交通に対するバイパス機能の有無
		都市防災機能	b.避難・救援機能
	c.災害防止機能		幅員 11m以上
	収容空間機能	d.公共交通のための導入空間	バス路線の設定
		e.供給処理・通信情報施設の空間	共同溝事業等の予定の有無
		f.道路付属物のための空間	サイン設置等の予定の有無
③市街地形成機能	a.都市構造・土地利用の誘導形成	道路ネットワークの整備方針（広域都市間連絡道路 / 都市骨格道路/ 地域連絡道路）への位置付けの有無	
	b.街区形成機能	沿道における市街地開発事業等の有無 （中心市街地以外）	
	c.生活空間	地域・文化活動（まつり等）の開催の有無	

◇STEP 3：代替路線の有無による検証

見直し検討対象路線（区間）の機能を、都市計画道路以外に振り替えることが可能かどうかを検証します。同等の機能を有する代替路線（区間）がある場合は、都市計画道路の必要性に変化がなくても、廃止する方向で検討します。

（事業中の2路線（区間）は、検証から除きます。）

表－路線（区間）の必要性検証の結果

区間 番号	名 称	STEP 1 上位計画／社会情勢の変化	STEP 2 道路機能の必要性の変化	STEP 3 代替路線
1－1	3.3.1 環状線	・都市計画道路の必要性⇒変化無 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	大きく上昇	－ （事業中）
1－2		・都市計画道路の必要性⇒変化無 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや上昇	無
1－3		・都市計画道路の必要性⇒変化無 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや上昇	無
1－4		・都市計画道路の必要性⇒変化無 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	大きく上昇	無
2－1	3.4.1 国道 17 号線	・都市計画道路の必要性⇒変化無 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	変化無	無
3－1	3.4.2 沼田停車場線	・都市計画道路の必要性⇒やや低下 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや低下	無
3－2		・都市計画道路の必要性⇒やや低下 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや低下	無
3－3		・都市計画道路の必要性⇒やや低下 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや低下	無
4－1	3.4.4 恩田井土上線	・都市計画道路の必要性⇒変化無 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	変化無	無
5－1	3.5.1 沼田中央線	・都市計画道路の必要性⇒上昇 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	大きく上昇	有
6－1	3.5.3 沼田真庭線	・都市計画道路の必要性⇒やや低下 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	大きく低下	無
7－1	3.5.4 十王堂原田線	・都市計画道路の必要性⇒やや低下 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや低下	有
7－2		・都市計画道路の必要性⇒やや低下 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや低下	無
8－1	3.6.1 沼田日光線	・都市計画道路の必要性⇒上昇 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや低下	無
8－2		・都市計画道路の必要性⇒上昇 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや上昇	無
9－1	3.6.2 材木町柳町線	・都市計画道路の必要性⇒変化無 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	大きく上昇	－ （事業中）
9－2		・都市計画道路の必要性⇒変化無 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	大きく上昇	無
9－3		・都市計画道路の必要性⇒変化無 ・車線数変更の必要性 ⇒変化無	やや上昇	無